

一般社団法人各務原市医師会定款

施行 平成 23 年 4 月 1 日

改定 平成 27 年 6 月 13 日

改定 令和 2 年 4 月 1 日

改定 令和 4 年 6 月 11 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人各務原市医師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を岐阜県各務原市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、日本医師会及び岐阜県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医学の発達普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事業
- (2) 医学教育の向上に関する事業
- (3) 医学と関連科学との総合進歩に関する事業
- (4) 医師の生涯研修に関する事業
- (5) 地域医療の推進発展に関する事業
- (6) 公衆衛生の指導啓発に関する事業
- (7) 地域保健の向上に関する事業
- (8) 保険診療の充実に関する事業
- (9) 准看護師養成に関する事業
- (10) 医業経営の安定、会員の福祉向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事業
- (11) 医師会相互の連絡調整に関する事業
- (12) 会員の福利厚生又は利便の向上、並びに会員相互の連絡調整に関する事業
- (13) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、各務原市において行うものとする。

第3章 会 員

(組 織)

第5条 本会は、医師をもって組織する。

(会員の資格)

第6条 本会は、各務原市を区域とし、その区域内に就業所又は住居を有する医師のうち、本会の目的及び事業に賛同したのもをもって会員とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 会員は同時に岐阜県医師会及び日本医師会の会員となる。

(入会、異動及び退会)

第7条 本会に入会しようとする者は、本会に所定の届出をし、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員で退会しようとする者は、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならない。

4 本会を除名された者で再入会しようとするものについては、裁定委員会の審議裁定を経て、会長がその再入会を承認することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、会長は、第12条第6項（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条第1項に基づく処分を行うことができる。

(会費・入会及び負担金)

第8条 会員は、本会所定の会費・入会及び負担金を本会に納入しなければならない。

2 会費・入会及び負担金の額並びにその徴収方法は、総会で定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、総会の決議を経て、その額を減免することができる。

3 会員が、既に納めた会費・入会及び負担金は、理由の如何を問わず返還しない。

(会員の本務)

第9条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

(報告、発表及び意見具申)

第10条 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、発表することができるとともに、本会の目的及び事業について意見を具申することができる。

(表彰)

第11条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、別に定めるところにより、表彰することができる。

(会員の制裁)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、制裁を科すことができる。

- (1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したもの
 - (2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したもの
 - (3) その他正当な事由があるとき
- 2 前項の制裁は、戒告及び除名とする。
 - 3 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。
 - 4 除名は、総会の決議を経て行う。
 - 5 第3項又は前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、岐阜県医師会並びに日本医師会に通知しなければならない。
 - 6 裁定委員会は、第1項の規定による会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(会員資格の喪失)

第13条 第7条第2項及び前条第4項の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 全会員が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡したとき
- (3) 日本医師会又は岐阜県医師会の会員の資格を失ったとき
- (4) 第8条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき

第4章 総会

(総会)

第14条 総会は、すべての会員をもって組織し、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(定時総会及び臨時総会)

第 15 条 総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎事業年度 1 回、6 月に開催する。ただし、毎事業年度終了後 3 箇月以内であれば、これを変更することができる。

3 臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、5 分の 1 以上の会員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時総会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から 6 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の 1 週間前までに会員に発しなければならない。

(総会の議長及び副議長の選出)

第 16 条 総会に、議長及び副議長各 1 名を置く。

2 議長及び副議長は、総会において、出席会員の中から選出する。

(議長及び副議長の職務)

第 17 条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(総会の任務)

第 18 条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 決算に関する事項
- (2) 会費及び負担金の賦課徴収及び減免に関する事項
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 定款の変更
- (7) 本会の解散に関する事項
- (8) 理事会が付議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 総会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。

- (1) 第 47 条に定める事業計画書、収支予算書
- (2) 第 48 条に定める事業報告
- (3) その他必要な会務報告

(議決権)

第19条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、全会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、全会員の半数以上であつて、全会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上16名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、会長以外のすべての理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、会長を補佐し、業務を執行する。
- 4 会長、副会長以外の理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。ただし、表決に加わることはできない。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員補欠の選任)

第27条 理事又は監事が任期途中で退任したときは、すみやかに補欠の選任を行うものとする。

- 2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員親族等割合の制限)

第28条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。

- 2 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使

用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第30条 役員には報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員報酬規程による。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(役員責任免除)

第31条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(名誉会長・顧問)

第32条 本会に、名誉会長及び顧問をおくことができる。

- 2 名誉会長は、会長の相談に応じることを、その職務とする。
- 3 顧問は、会長の相談に応じるとともに、理事会から諮問された事項について参考意見を述べることを、その職務とする。
- 4 名誉会長の称号は、理事会で決議して会長が贈り、顧問は、理事会で決議して会長が委嘱する。解任も理事会の決議を要する。
- 5 名誉会長は終身とし、顧問の任期は会長の任期と同じとする。
- 6 名誉会長及び顧問の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(理事会)

第33条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 5 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の任務)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
 - (5) 法人法第 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく同法第 111 条第 1 項の責任の免除
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

(理事会への報告の省略)

第 35 条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第 91 条第 2 項の報告については、この限りでない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名・押印しなければならない。

第 7 章 裁定委員会

(裁定委員会)

第 37 条 本会に裁定委員会を置く。

- 2 裁定委員会は、6名以上7名以内の裁定委員をもって組織する。
- 3 裁定委員は、本会の会員の中から、総会において選任する。
- 4 裁定委員の任期は、第26条（役員の任期）の規定を準用する。
- 5 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

（裁定委員の兼職禁止）

第38条 裁定委員は、本会の役員並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

（身分に関する裁定）

第39条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。

- (1) 第7条第4項（除名者の再入会）の規定による会員の再入会に関する事項
 - (2) 第12条第6項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項
 - (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項
- 2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

（紛議に関する調停）

第40条 裁定委員会は、会員相互間その他の紛議に関する事項について、審議しその調停を行う。

（裁定委員会に関する規則）

第41条 裁定委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第8章 委員会

（委員会の設置）

第42条 会長は、特に必要があると認める場合には、理事会の決議を経て、委員会及び部会を設置することができる。

- 2 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第9章 団体契約及び意見表明

（団体契約）

第 43 条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第 44 条 本会は、第 3 条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。

第 10 章 資産及び会計

(本会の経費)

第 45 条 本会の経費は、会費、入会金、負担金、賛助金、寄附金その他の収入金をもって充当する。

(事業年度)

第 46 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、総会に報告するものとする。
- 3 第 1 項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 48 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 49 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計の規程等)

第 50 条 会計に関して必要な事項は、別に定める。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 51 条 本会に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第 12 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 52 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 53 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 54 条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公 告)

第 55 条 本会の公告は、電子公告により行う。

第 13 章 補 則

(委 任)

第 56 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

（会長等に関する措置）

- 2 本会の最初の会長は、木田恵次、副会長は、長縄伸幸、理事は、奥田愛子、五島英一、磯野倫夫、二宮保典、八木澤芳生、柴崎享、村上力夫、監事は久野保夫、林眞功とする。

（裁定委員に関する経過措置）

- 3 この定款施行の際、現に裁定委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、総会において、裁定委員に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

（委員会委員に関する経過措置）

- 4 この定款施行の際、現に委員会委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

（職員に関する経過措置）

- 5 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、本会職員として任命されたものとみなす。

（計算書類等の作成等に関する経過措置）

- 6 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第48条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

（平成22年10月17日制定）